(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6 年 6 月 17 日

山口県知事 殿

提出者

住 所 山口県周南市開成町4560番地 氏 名 東ソー株式会社 南陽事業所 取締役 常務執行役員 事業所長 吉水 昭広

電話番号 0834-63-9820

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2023年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事	業場	易 0	7) 名	称	東ソ一株式会社 南陽事業所
事	業場	の	所 在	地	山口県周南市開成町4560番地
事	業	の	種	類	無機化学工業製品製造業(1621、1629)、有機化学工業製品製造業(1632、1635、1636、1639)、窯業(2121)
	『管理産業 おける				2023年4月1日~2024年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	97,221 t	全 処 理 委 託 量	2,471 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	94 /5U f	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2,151 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	() †	再生利用業者への 処理 委託 量	3 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	1,490 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

	前々年度	96,895 t
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前年度	91.193 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

2017年度からすべて電子マニフェスト使用に移行済み。

※事務処理欄

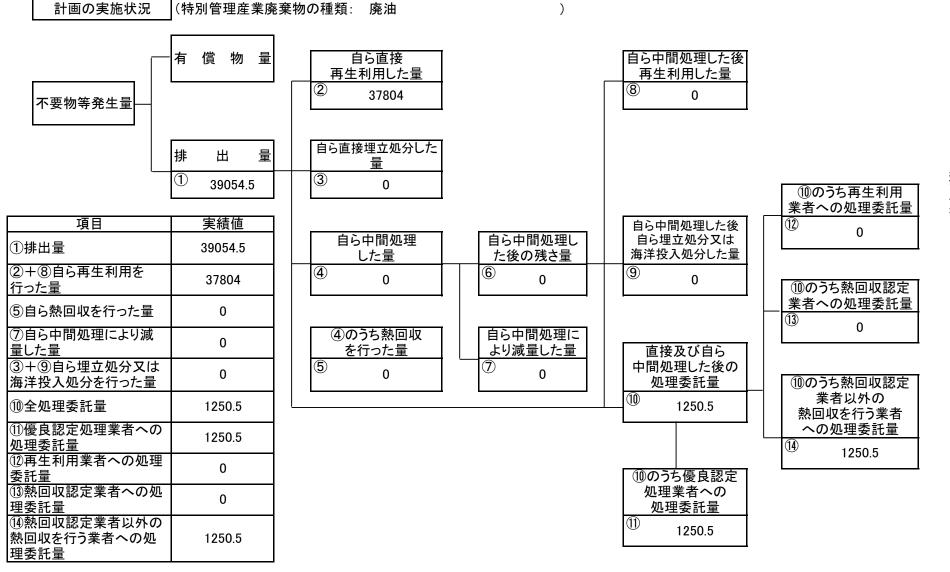
(日本工業規格 A列4番)

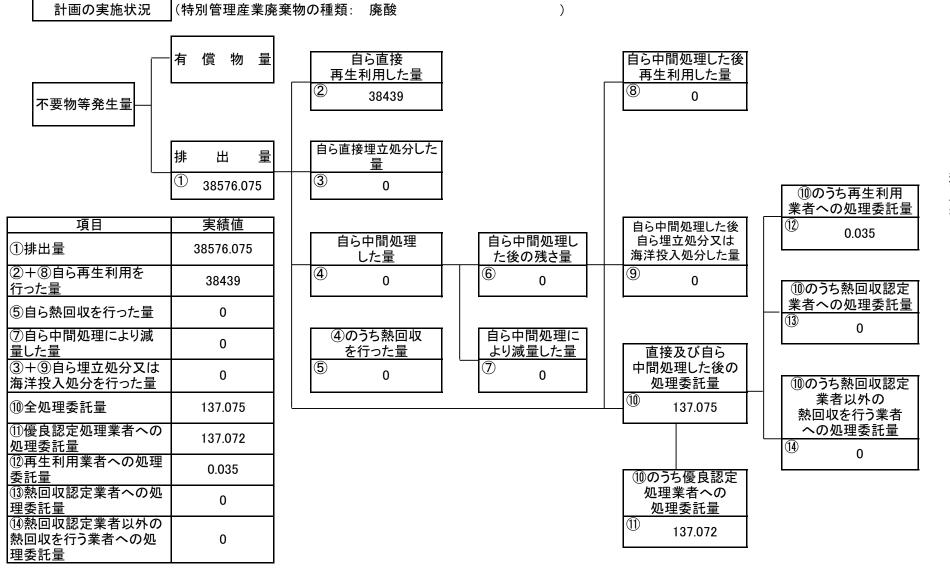
多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(2023年度実績)

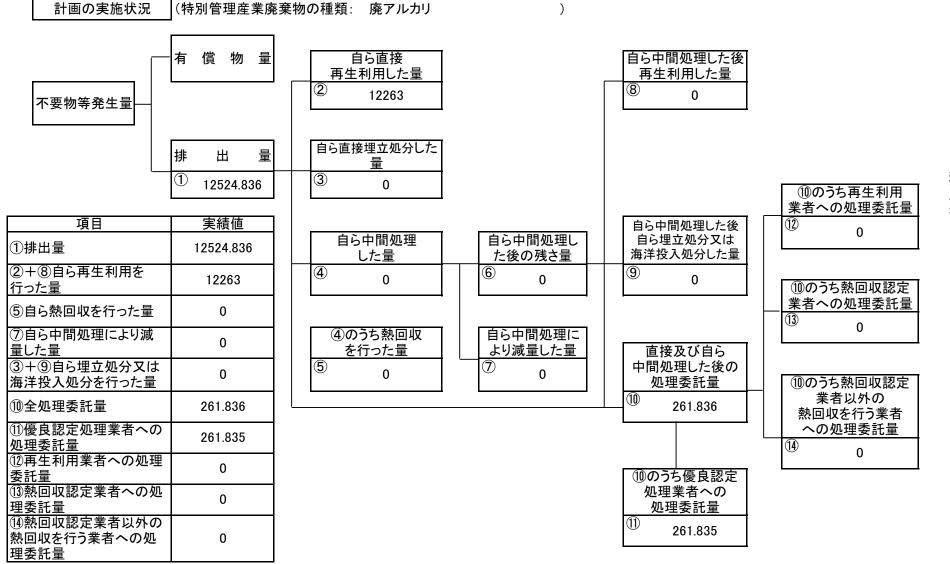
多量排出事業者 名 称 東ソ一株式会社 南陽事業所	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	化学工業
---------------------------	----------	-----	-------	------

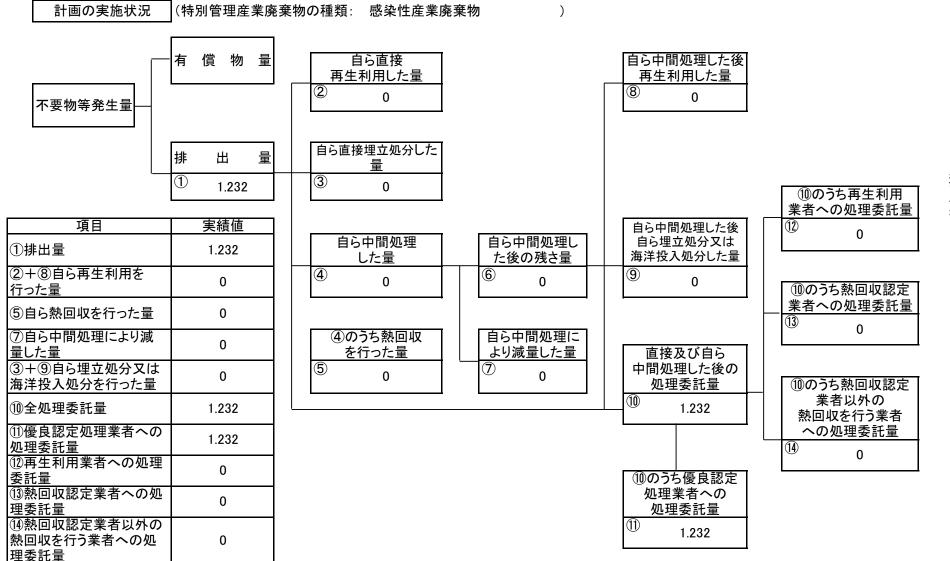
						計 画	面の 実	施状	況															
E 3	Z }	種 類	①排出量	② 自ら直接再生 利用した量	③ 自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量	間処理してき	5) ④うち熱回収 を行った量	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑦ 自ら中間処理! より減量した量	(3) 自ら中間処理した後、再生利用した量	⑨ 自ら中間処 理した後、自ら 理立処分又は 海洋投入処分 した量	⑩ 直接及び自 ら中間処理した 後の処理委託 量	① ⑩のうち再 生利用業者へ の処理委託量	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	⑩のうち中間 処理業者への 処理委託量	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	⑩のうち最終 処分処理業者 への処理委託 量	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	① ⑩のうち優 良認定処理業 者への処理委 託量	③ ⑪のうち熱 回収認定業者 への処理委託 量	① ⑩のうち熱 回収認定業者 以外の熱回収 を行う業者へ の処理委託量
	廃	油	39,054.50	37,804.00								1,250.50	0.00			1,250.50	573.80	676.70	0.00			1,250.50		1,250.50
4	寺 廃	酸	38,576.08	38,439.00								137.08	0.04		0.04	137.04	0.04	137.00	0.00			137.07		
5) 房	アルカリ	12,524.84	12,263.00								261.84	0.00			261.84	261.82	0.02	0.00			261.84		
E		染性産業廃棄物	1.23									1.23	0.00			1.23	1.23		0.00			1.23		
		СВ	22.91									22.91	0.00			22.91		22.91	0.00			22.91		22.91
3	P	CB汚染物	204.43									204.43	0.00			204.43		204.43	0.00			204.43		204.43
3	P	CB処理物	0.00									0.00	0.00			0.00			0.00					
*	カ 房	石綿等	0.00									0.00	0.00			0.00			0.00					
	有	害産業廃棄物	1,036.49									1,036.49	0.00	0.00		1,036.49	1,000.40	36.09	0.00			1,036.52		104.80
		計 (B)	91,420.48	88,506.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	0.00	0.00	2,914.48	0.04	0.00	0.04	2,914.44	1,837.29	1,077.15	0.00	0.00	0.00	2,914.50	0.00	1,582.65

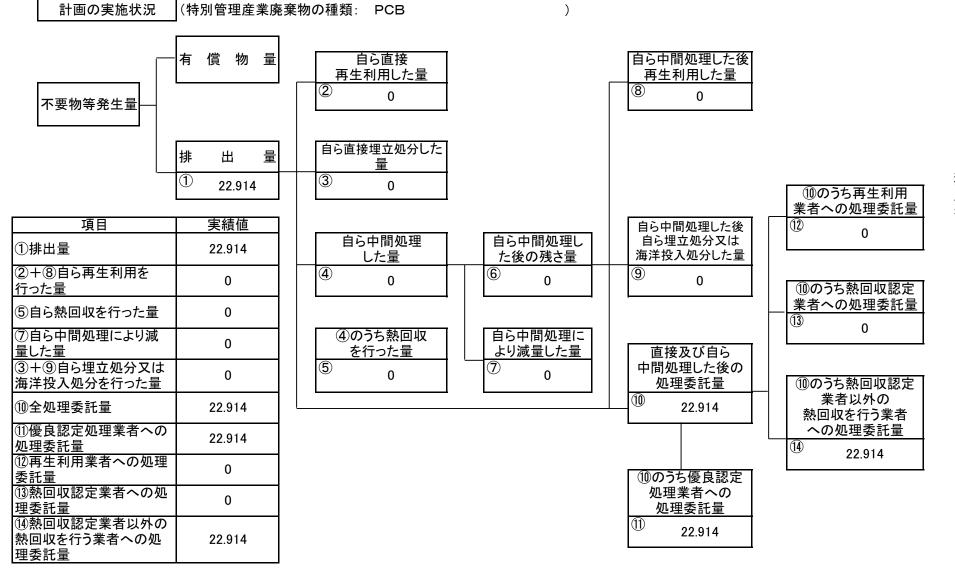
COLUMN TO SERVICE STREET	A . A	clin of the second second		実	O 4 12 20 20 20	O (T + 15 + 15	Comment and the second	Charles and the San also	CO. 44 MIR July 200
①排出量	②+⑧自ら再 生利用を行っ た量	⑤自ら熱回収 を行った量	⑦自ら中間処理により減量した量	③+⑨自ら埋立 処分又は海洋 投入処分を 行った量	⑪全処理委託 量	①優良認定処 理業者への処 理委託量	①再生利用業 者への処理委 託量	③熱回収認定 業者への処理 委託量	(呼熱回収制 業者以外の 回収を行う 者への処理 託量
39,054.50	37,804.00	0.00	0.00	0.00	1,250.50	1,250.50	0.00	0.00	1,2
38,576.08	38,439.00	0.00	0.00	0.00	137.08	137.07	0.04	0.00	
12,524.84	12,263.00	0.00	0.00	0.00	261.84	261.84	0.00	0.00	
1.23	0.00	0.00	0.00	0.00	1.23	1.23	0.00	0.00	
22.91	0.00	0.00	0.00	0.00	22.91	22.91	0.00	0.00	
204.43	0.00	0.00	0.00	0.00	204.43	204.43	0.00	0.00	2
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
1,036.49	0.00	0.00	0.00	0.00	1,036.49	1,036.52	0.00	0.00	1
91,420.48	88,506.00	0.00	0.00	0.00	2,914.48	2,914.50	0.04	0.00	1,5

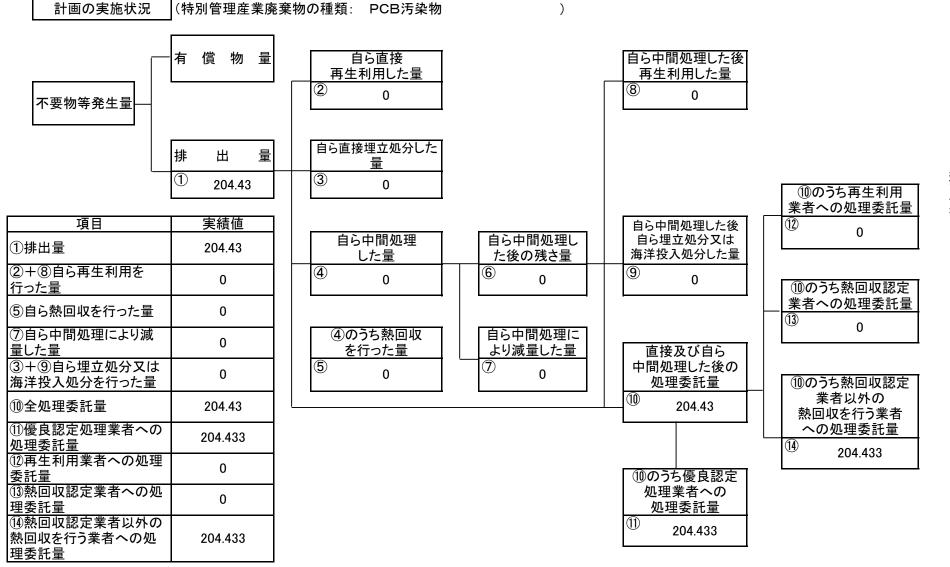


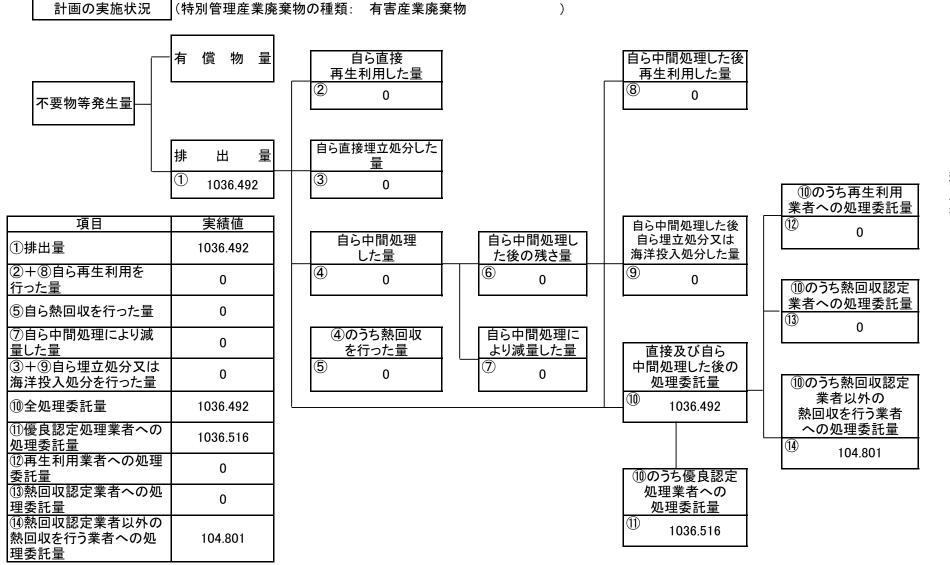












備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1) から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄(4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7) 欄 (4) の量から(6) の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ①欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実 績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面 の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を 添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理 産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げる ものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子 情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処 理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。) について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。